

「中山間地域等」の評価(加算)の概要

1 中山間地域等における小規模事業の評価【対象地域:B(A除く)】

いわゆる中山間地域等にある小規模事業所については、規模の拡大や経営の効率化を図ることが困難であり、人件費等の割合が高くならざるを得ず、経営が厳しい状況にあることを踏まえ、いわゆる中山間地域等のうち、現行の特別地域加算対象地域以外の半島振興法指定地域等について、当該地域に所在する小規模の事業所が行う訪問介護等の一定のサービスについて評価を行う。

※Aについては、特定事業所加算対象のため。

(1)加算の内容

中山間地域等の小規模事業所がサービスを提供する場合 ⇒ 所定単位数の10%を加算

(2)対象サービス

①訪問入浴介護(予防含む)、訪問看護(予防含む)、訪問リハビリテーション(予防含む)

居宅療養管理指導(予防含む)、福祉用具貸与(予防含む)、居宅介護支援、定期巡回・随時対応サービス

※地域区分5級地(大津市、草津市、栗東市)、6級地(彦根市、守山市、甲賀市)および7級地(長浜市、近江八幡市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、日野町、竜王町)に所在する事業所については、加算の対象外です。

②訪問介護

※訪問介護については、全地域加算の対象となります。

2 中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所への評価【対象地域:B(A含む)】

事業所が通常の事業実施地域を越えて中山間地域等に居住する者にサービスを提供した場合には、移動費用が相当程度必要となることを踏まえ、評価を行う。

(1)加算の内容

中山間地域等にサービスを提供する場合 ⇒ 所定単位数の5%を加算

(2)対象サービス

移動費用を要する訪問介護、訪問入浴介護(予防含む)、訪問看護(予防含む)、通所介護

訪問リハビリテーション(予防含む)、居宅療養管理指導(予防含む)、居宅介護支援

通所リハビリテーション(予防含む)、福祉用具貸与(予防含む)、地域密着型通所介護

定期巡回・随時対応サービス、小規模多機能型居宅介護(予防を含む)、複合型サービス

3 中山間地域等指定地域の状況

令和8年4月1日現在

市町名	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域					
	特別地域加算対象地域(A)		特別地域加算対象外地域(B)			
	離島振興法	山村振興法	特定農山村法	過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法	豪雪地帯対策特別措置法	辺地に係る特別措置法※
大津市			旧志賀町木戸村 旧志賀町小松村		旧堅田町	
彦根市			鳥居本村			
長浜市		旧浅井町上草野村 旧木之本町杉野村 旧木之本町高時村 旧余呉町丹生村 旧余呉町片岡村 旧西浅井町塩津村 旧西浅井町永原村	旧浅井町上草野村 旧木之本町 旧余呉町 旧西浅井町	旧余呉町、旧虎姫町、旧木之本町、旧西浅井町	旧長浜市 旧浅井町 旧木之本町 旧西浅井町 <特別豪雪地帯> 旧余呉町	金居原、尾上、杉野、東尾上、石川
近江八幡市	沖島					沖島
栗東市						観音寺
甲賀市		旧土山町鮎河村 旧土山町山内村 旧信楽町雲井村 旧信楽町朝宮村 旧信楽町小原村 旧信楽町多羅尾村	旧土山町 旧信楽町			宮尻、田代、畑、鮎河
高島市		旧マキノ町剣熊村 旧マキノ町西庄村 旧今津町川上村 旧今津町三谷村 旧朽木村	旧マキノ町剣熊村 旧マキノ町西庄村 旧今津町 旧朽木村 旧高島町小松村(鶴川)	旧朽木村	旧マキノ町 旧今津町 旧朽木村	在原、路原、国境、白谷、山中、下、浦、今津西畑、黒谷、鹿ヶ瀬、雲洞谷、栃生、泰山寺
東近江市		旧永源寺町市原村 旧永源寺町永源寺村	旧永源寺町	旧永源寺町 旧愛東町		奥永源寺
米原市		旧伊吹町伊吹村 旧伊吹町東草野村	旧山東町柏原村 旧伊吹町 旧米原町醒井村		旧山東町 旧伊吹町	北部、東部、大野木
多賀町		大滝村、脇ヶ畑村	多賀町			大佐谷、大滝
甲良町				甲良町		

※辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律。毎年度、辺地度数評価を行い更新する。